小鹿野町廃校施設利活用
事業者募集要項
・旧長若小学校　校舎、校庭、体育館

令和８年１０月

小鹿野町まちづくり推進課

目次

１　趣旨　・・・・・・・・・　４ページ
２　対象施設と留意事項　・・・・・・・・・　４ページ
旧長若小学校　・・・・・・・・・・・・・・　４ページ
留意事項　・・・・・・・・・・・・・・　５ページ
３　事業者提案の公募条件　・・・・・・・・・　５ページ
（１）基本事項　・・・・・・・・・　５ページ
（２）貸付に関する事項　・・・・・・・・・　６ページ
（３）地域貢献に関する事項　・・・・・・・・・　７ページ
４　活用上の制約等　・・・・・・・・・　７ページ
（１）関係機関への届出又は照会　・・・・・・・・・　７ページ
（２）建築物、工作物、立木等の取扱い　・・・・・・・・・　８ページ
（３）景観への配慮　・・・・・・・・・　８ページ
（４）その他の制約等　・・・・・・・・・　８ページ
５　応募資格　・・・・・・・・・　９ページ
６　応募の手順　・・・・・・・・・　９ページ
（１）募集要項の配布　・・・・・・・・・　９ページ
（２）現地説明　・・・・・・・・・　９ページ
（３）質問受付　・・・・・・・・・　９ページ
（４）応募登録書類の提出　・・・・・・・・・１０ページ
（５）提案書類の提出（一次審査）　・・・・・・・・・１１ページ
（６）プレゼンテーションの実施（二次審査）　・・・・・・・・・１２ページ
（７）選定体制　・・・・・・・・・１３ページ
（８）基本協定の締結　・・・・・・・・・１３ページ
（９）住民説明会の実施　・・・・・・・・・１４ページ
（１０）町有財産貸付契約　・・・・・・・・・１４ページ
７　失格事項　・・・・・・・・・１４ページ
８　その他の事項　・・・・・・・・・１４ページ
９　担当窓口　・・・・・・・・・１５ページ

様式集

様式第１号　現地説明申込書
様式第２号　質問書
様式第３号　応募登録申込書（法人単体用）
様式第４号　応募登録申込書（法人グループ用）
様式第５号　応募者の概要書
様式第６号　誓約書
様式第７号　応募申込書（法人単体用）
様式第８号　応募申込書（法人グループ用）
様式第９号　事業提案書
様式第１０号　資金計画書
様式第１１号　収支計画書
様式第１２号　貸付提案価格書
様式第１３号　辞退届（法人単体用）
様式第１４号　辞退届（法人グループ用）
参考：施設図面

１　趣旨

小鹿野町内小学校統廃合に伴う再編により、旧長若小学校、旧三田川小学校、旧両神小学校の３校については令和６年度末をもって、廃校となりました。また、それ以前にも人口減少により中学校が統廃合された経緯がありました。

本要項は、地域住民にとって最も身近でシンボル的な存在である学校をただ取り壊す訳では無く、町の商工・地域振興を図る拠点として活用するべく、事業者が企画した事業計画を幅広く募集し、最も優れた提案を行った者を貸出に係る優先交渉権者として選定するため策定したものです。

なお、優先交渉権者は町との間で、町有財産貸付契約の締結並びに必要な手続きを行った後に事業に着手するものとします。

２　対象施設と留意事項

旧長若小学校

所在地	埼玉県秩父郡小鹿野町般若１１９２番地
特色	国道２９９号線より、皆野寄居有料道路へ。 山間部手前の平地に位置し、敷地開口部の接道道幅も約６ｍ。
アクセス等	（自家用車） 花園 IC→皆野寄居有料道路→国道２９９号線経由　（約５０分） （公共交通機関） 西武秩父駅→（小鹿野町営バス）→長若中学校前下車後徒歩５分　（約２５分）
貸付対象土地・建物の概要及び面積	①校舎 建築年：昭和４８年（１９７３年） 構　造： ２階建　鉄筋コンクリート（RC 造） 床面積１，７３２㎡ 平成２３年度大規模改修（内装木質化等） 同年度耐震化改修済 ②体育館 建築年：昭和５１年（１９７６年） 平成２４年度耐震化改修済 構　造： １階建　鉄筋コンクリート（RC 造） 床面積４９９㎡ ③校庭含む総敷地面積（プール除く） ８，３９７．６２㎡※別添敷地範囲図のとおり

用途地域	都市計画区域内（非線引き） 用途地域指定なし
避難所指定 及び防災関連情報	校舎・校庭・体育館すべて避難所指定なし 体育館北東側壁面の一部及び付近フェンスの一部に土砂災害警戒区域の一部が掛かる （小鹿野町土砂災害ハザードマップ参照）
その他法令制限	なし
閉校年月	令和７年３月末
設備状況及び閉校後の維持管理状況	ア）電気：契約継続 電気容量：設備容量１７５KVA 受電電圧６KV（高圧） ※旧長若小学校敷地内はメーターを１つで供用。 イ）水道：契約継続 ※校舎、体育館への給水は高架水槽から供給 ※閉校後は飲用利用が無かったため、法定点検未実施であり現状飲用は不可 ※旧長若小学校敷地内はメーターを１つで供用。（接続口径５０A） ウ）排水処理 校舎：９０人槽　腐敗平面酸化処理 体育館：３０人槽　分離接触ばっき処理 校庭外トイレ：７人槽　市町村設置型 エ）ガス：休止中（プロパン） オ）機械警備：契約継続 ※富士防災警備 カ）自家用電気工作物点検：継続実施 キ）消防設備点検：継続実施

留意事項

①近隣に人家が多く、居住誘導地域となっている長若エリアにあるため、事業提案は地域住民の暮らしの安心・安全に配慮した内容とすること。

②敷地内にプールがあるが、今回の公募の対象としない。ただし、利活用提案がある場合には、応募資料にプールの活用計画（任意様式）を添えることで審査の対象とする。

③校舎屋上に設置されたソーラーパネルは町管理の全量売電契約設備であり、発電した電力を自家消費することは接続系統や契約上の背景を鑑みて不可能である。よって、今回の公募対象としない。町管理を継続するため、点検等での立ち入りにおいては、事業者側との協議により本契約後に別途調整する。

3　事業者提案の公募条件

（１）基本事項

①　契約形態

町は、廃校施設の敷地及び建物を事業者へ貸付け、事業者は敷地及び建物（校舎・校庭・体育館）の一体的な利用を図るものとします。

②　既存施設の活用

以下の費用は全て事業者側の負担とします。

（ア）施設改修（設備設置や設備購入等も含む）に係る費用

（イ）利用用途による用途変更に伴う建築確認申請及び建築基準法の適合改修工事の費用

（ウ）施設内に存在する事業者が使用しない建築物、工作物、立木等の除去などに要する一切の費用（除去する場合は事前に協議するものとする）

（エ）施設内備品（例：机やロッカー、楽器等）を使用する場合の購入費用

※備品類は無償で施設に付帯せず、別途販売となります。仮契約締結後に町と協議の上売買し、残った不要物は町側で回収します。

（オ）事業者側の都合で地目を変更する必要が生じた際の地目変更に係る一切の費用（現状の登記上地目：学校用地）

（カ）利用期間中における破損等（天災によるものも含む）に係る修繕費用

（キ）貸付期間満了時及び施設等の使用を中止する場合の現状回復費用

（ク）建物火災保険料

（ケ）光熱水費その他の維持管理費用

④　法令順守

事業実施に当たっては、都市計画法、建築基準法、消防法、文化財保護法、その他の関係法令及び条例等を遵守し、法令及び条例等に基づく届出は事業者自ら行うものとします。

⑤　契約不適合責任

町との契約締結後、対象施設に契約内容との不適合があっても、補修の請求、履行の追完の請求、損害賠償の請求、賃貸借料の減額の請求及び契約の解除をすることはできません。

⑥　契約解除及び損害賠償

廃校施設を活用する事業者として不適当と認められる事情が生じた場合、町は無条件で契約を解除できるものとします。この際、事業者が要した一切の費用は、町に請求できないものとし、事業者が町に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

⑦　地域住民との協調

廃校施設の優先交渉権者は、契約締結までの間に地域住民を対象とした事業内容等の説明会を開催することとし、地域住民の意見等を十分に聴取した上で可能な限り事業計画への反映に務めるものとします。

⑧　町との連携

プールの管理は町で実施するため、施設管理で立ち入る場合にはプール付近敷地の一部を開放すること。有事の際に水利が必要となり、地元消防団等がプールへ立ち入る必要が生じた場合も同様とする。

⑨　町の調査及び報告

町は、契約の履行状況を確認するため必要に応じて施設の利用状況を調査し、又は利用事業者に必要な報告を求めることができるものとします。

（２）　貸付に関する事項

①　契約方法

小鹿野町普通財産貸付事務取扱規程（平成３０年７月３１日告示第５２号）に基づく町有財産の貸付契約とし、貸出期間は建物が含まれることから小鹿野町財産規則（平成１７年１０月１日規則第５０号）に基づき５年間とします。

②　貸付価格は有償によるものとし、「貸付提案価格書（様式第１２号)」にて提案された価格を基に定めることとします。

貸付提案価格は、契約期間全体の収支見込みにより年間の貸付価格を算定してください。

貸付提案価格を算定した場合には、計算方法を含めた算定根拠も示してください。

小鹿野町行政財産の使用料に関する条例（平成２０年９月１９日条例第２３号）に基づく町の基準価格（土地、建物の総額）

・旧長若小学校　校舎、校庭、体育館　：月額３０４，０００円
（内、消費税及び地方消費税を含む）

事業者提案募集では、地域貢献など提案内容を重視して優先交渉権者を選定しますので、貸付提案価格は町の基準価格未満で提示することもできます（町基準単価より著しく乖離した数値や０円での提示をされた場合、失格となります)。

なお、地方自治法第９６条（昭和２２年法律第６７号）の規定により、貸付には適正な対価（時価）によることとされているため、貸付提案価格が町の基準価格を下回る場合は、町議会での議決が必要になります。

③　契約費用

契約に要する費用は、事業者の負担とします。

④　禁止事項

次の行為を禁止します。

（ア）賃借権を移転すること
（イ）選定された事業に反することとなる地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他使用及び収益を目的とする権利の設定をすること。
（ウ）建築物（校舎、体育館等）の中で動物を飼育若しくは販売すること。
（エ）日本国憲法第８９条（公の財産の利用制限）に基づき、特定の宗教の宣伝や布教、礼拝を目的として利用すること。

⑤　損害賠償及び保険加入

事業者が故意又は過失により施設及び附帯設備を損傷したときは、事業者は当町に対し、損害賠償を行うものとします。

また、事業者の責めに帰すべき事由により利用者等の第三者に損害が生じた場合は、事業者が損害賠償を行うものとします。

このため、事業者は、損害賠償責任保険に加入するものとし、契約締結にあたり、保険に加入したことを証する書面の写しを町へ提出してください。（保険の年次更新の際も同様に速やかに町へ写しを提出してください）

⑥　契約満了時の留意事項

事業者は、町有財産の貸付契約が満了するまでに、自己の負担で、事業者の所有・管理する構造物などの物件を撤去し、原則として契約前の状態にし、町に返還することとします。ただし、町が現状のままで返還することを承認した部分は除きます。

（３）　地域貢献に関する事項

廃校施設は、教育の場であったとともに、地域のシンボルとしてコミュニティ活動の中心でもあったため、事業提案においては、以下のような地域に貢献できる提案を含めてください。

①　地域活性化

廃校施設の利活用により、社会貢献や経済貢献等、地域活性化への貢献に寄与するもの。

②　町内雇用の創出

町内の雇用を積極的に創出し、地方創生の一環として、「ひと」と「しごと」づくりに貢献し、賑わいのある「まち」づくりに寄与するもの。

③　地元住民との交流

廃校施設を引き続き地域のシンボルとして、地元住民との交流を図れるような利活用を行うもの（地域のイベントに施設の開放を行うことを含む）。

④　防災機能としての連携

校庭を活かして、地域の防災機能として行政と連携し、災害時における防災機能の発揮と、地域住民の安全安心な生活に貢献するもの。

４　活用上の制約等

（１）　関係機関への届出又は照会

①　埋蔵文化財調査

掘削等を伴う土木工事を行う際には、事前に埋蔵文化財の有無について町生涯学習課に照会してください。

②　営業用看板等の設置について

営業用看板の設置をする場合は、埼玉県屋外広告物条例等に則り施工する必要があります。事前に小鹿野町まちづくり推進課に照会してください。

（２）　建築物、工作物、立木等の取り扱い

事業に不要となる建築物や工作物を除却、移設する場合は事前に町と協議してください。

敷地内の立木や記念碑をなるべく残すような活用方法とし、移設する場合は事前に町と協議してください。また、除去又は伐採等を予定する場合も事前に町と協議してください。

これらの除却・移設・伐採等にかかる費用及び現状復帰費用等は、事業者に負担していただきます。

（３）　景観への配慮

外装及び内装等工事の計画にあたっては、周囲の地域との調和や景観に配慮したデザインとしてください。

（４）　その他制約等

関係法令や条例等による制約は、本要項に記載する限りではありません。事業者の責任において、適宜関係法令を所管する窓口に相談・確認していただき、適法となるように提案事業の検討を行ってください。

５　応募資格

応募者は、次に掲げる資格基準を満たす法人または複数の法人からなるグループ（以下「グループ」という。）とします。

グループとして応募する場合は、代表の法人を設定することとします。資格基準を満たさない法人が含まれるグループは応募不可とします。また、同一の法人が複数のグループに属して応募すること及び別途単独で応募することは不可とします。

【資格基準】

①　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項（同令第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。

②　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続き開始の申し

立てがなされている者または民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

③　小鹿野町建設工事請負業者等指名停止措置要項に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。

④　国税、都道府県税または市町村税を滞納していないこと。

⑤　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団または同条第６号に規定する暴力団員その他反社会的団体及びその構成員でないこと。また、役員等は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しない者であること。

⑥　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条の規定による観察処分の対象となっている団体またはその構成員でないこと。

６　応募の手順

全体のスケジュールは以下のとおりです。

手続	日程
募集要項の配布	優先交渉権者の決定日まで
応募登録書類の提出期間	随時受付（ただし、応募登録書類を最初に受理した日から２０日後に新規受付を停止）
質問受付期間	同上
現地説明	同上
資格審査の結果通知	応募登録書類の新規受付を停止した日から２５日程度
提案書類の提出期間	資格審査の結果通知日から２０日以内
一次審査（書類審査）	提案書類の提出日から１箇月程度
二次審査（プレゼンテーション）	一次審査から１箇月程度
優先交渉権者の決定	二次審査から１箇月程度
優先交渉権者の決定後の手続 ・基本協定の締結 ・住民説明会の実施 ・町議会の議決（貸付基準価格によらない価格の場合） ・契約締結	

（１）　募集要項の配布

①　配布期間

優先交渉権者の決定まで（土・日・祝日・閉庁日を除く）

②　配布場所

小鹿野町まちづくり推進課　空き公共施設担当

※町ホームページでもダウンロードできます。

（２）　現地説明

現地説明の申込は、１法人又はグループにつき５名以内としてください。

現地説明申込書（様式第１号）により随時、メールで申込みください。

Mail:toshikei@town.ogano.lg.jp

（３）　質問受付

①　質問方法

別紙質問書（様式第２号）に質問事項を記載の上、下記の宛先に郵送若しくはメールにて受付ます。電話又は口頭による質問は受付できませんのでご注意ください。

Mail:toshikei@town.ogano.lg.jp

②　質問に対する回答の方法

質問に対する回答は町ホームページで公表します。

また、回答の公表をもって、本要項の修正又は追加として、本要項と同様に扱うものとします。

③　質問の公表に係る留意事項

質問は原文のまま公表しますので、アイデア保護等の観点から公表に支障のある内容についてはご注意ください。

（４）　応募登録書類の提出

①　提出期間

随時受付（ただし、応募登録書類を最初に受理した日から２０日後に新規受付を停止します。）

午前８時３０分から午後５時１５分まで（必着、土・日・祝日・閉庁日を除く）

応募登録書類の受付状況については、随時、町ホームページで公表します。
町ホームページ又は電話にて受付状況を確認の上、応募してください。
電話番号：０４９４－７５－４１９６（小鹿野町まちづくり推進課）
午前８時３０分から午後５時１５分まで（土・日・祝日・閉庁日を除く）

②　提出方法

持参又は郵送により提出してください。

郵送の場合には配達日時が確認できる方法とし、事前に郵便提出の旨を町担当まで連絡してください。

③　提出先

〒３６８－０１９２
埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野８９番地
小鹿野町まちづくり推進課　空き公共施設担当宛

④　提出書類

次に掲げる各書類を２部（１部原本、１部写し）提出してください。グループとして登録する場合は、（ア）以外の書類を全ての団体等について提出してください。

書類は、Ａ４縦方向長辺（Ａ３版はＡ４に折込み）とし、Ａ４判フラットファイルに左綴じし、項目ごとに仕切り紙を挟んで、仕切り紙にタックインデックス（見出し）を付けてください。

正本と副本の記載内容が異なることのないように注意してください。

提出書類への押印は、全て法人印鑑証明書と同一のものとしてください。

（ア）　応募登録申込書（法人：様式第３号、グループ：様式第４号）
（イ）　応募団体の概要書（様式第５号）［設立年月日、資本金、従業員数、主たる業務内容、事業経歴及び実績、主要取引先］　※他に概要を示す書類・パンフレット等（任意様式）
（ウ）　誓約書（様式第６号）
（エ）　定款、規約その他これらに類する書類（写し）
（オ）　法人登記簿謄本（提出日３箇月以内に発行されたもの。原本）
（カ）　法人印鑑証明書（提出日３箇月以内に発行されたもの。原本）
（キ）　国税及び地方税の納税証明書（提出日３箇月以内に発行されたもの。原本。過年度分を含めて未納がないことを証明するもの。）
（ク）　団体等の直近３期分の事業報告（写し）
（ケ）　団体等の直近３期分の決算書類（損益計算書、貸借対照表、勘定科目内明細書、財産目録その他法人の財務状況を明らかにする書類）

⑤　応募資格審査結果の通知

応募登録書類の新規受付を停止した日から２５日程度で、書面及び電子メールにて通知します。

⑥　辞退届の提出

応募を辞退する場合は、書面にて辞退届（様式第１３号又は様式第１４号）を提出するものとします。

（５）　提案書類の提出（一次審査）

①　提出期限

資格審査の結果通知から２０日以内（必着、土・日・祝日・閉庁日を除く）

②　提出方法

持参又は郵送により提出してください。

郵送の場合には配達日時が確認できる方法とし、事前に郵送提出の旨を町担

当まで連絡してください。

③　提出先

〒３６８－０１９２

埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野８９番地

小鹿野町まちづくり推進課　空き公共施設担当宛

④　提出書類

次に掲げる各書類を２部（１部原本、１部写し）提出してください。グループとして登録する場合は、（ア）以外の書類を全ての団体等について提出してください。

書類は、Ａ４縦方向長辺（Ａ３版はＡ４に折込み）とし、Ａ４判フラットファイルに左綴じし、項目ごとに仕切り紙を挟んで、仕切り紙にタックインデックス（見出し）を付けてください。

正本と副本の記載内容が異なることのないように注意してください。

提出書類への押印は、全て法人印鑑証明書と同一のものとしてください。

（ア）　応募申込書（法人：様式第７号、グループ：様式第８号）

（イ）　事業提案書（様式第９号）

（ウ）　資金計画書（様式第１０号）

（エ）　収支計画書（様式第１１号）

（オ）　貸付提案価格書（様式第１２号）

（カ）　参考・補足資料（任意の様式、枚数）

⑤　一次審査（書類審査）の結果通知

提案書類の提出日から１箇月程度で、書面及び電子メールにて通知します。

（６）　プレゼンテーションの実施（二次審査）

一次審査を通過した事業者の提案内容について、次によりプレゼンテーションを実施します。

①　日程

一次審査から１箇月程度（個別に日程を調整します。）

②　場所

小鹿野町役場

③　内容

（ア）　事業提案書の内容説明（２０分から４０分程度）

※制限時間は、事業者数に応じて調整し事前に別途お伝えします。

（イ）　質疑応答

④　出席者

説明者５人以内

⑤　使用機器等

パソコン、プロジェクター等を持参し、使用することができます。

持参の際は、事前に町担当課へ連絡してください。
（町では、電源及びスクリーン、プロジェクター本体のみ用意します。）

⑥　失格

欠席または遅刻した者は、失格とします。

⑦　その他

準備にあてることができる時間は、１０分程度とします。

（７）　選定体制

優先交渉権者を選定するための審査は、別に定める「小鹿野町空き公共施設利用者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置します。選定委員会の委員は、町職員や外部有識者等で構成し、委員名は公正な審査に影響を与える行為を防止するため、明らかにしません。

①　審査項目

審査項目は次のとおりです。

審査項目		審査基準
提案評価	事業内容	・地域活性化に貢献しているか ・町民の雇用を積極的に創出しているか ・地元住民との交流に取り組んでいるか ・防災面で町との連携が図れているか
	事業確実性	・事業計画の具体性、実現性があるか ・事業継続のための方策が取れているか ・法人の過去における事業実績があるか ・法人の財務状況が安定しているか ・事業に係る資金計画及び収支計画が適正か
価格評価		・貸付提案価格

②　優先交渉権者の選定

選定委員による採点の結果、最も高い評価の事業者を優先交渉権者として選定します。

選定結果については、二次審査を実施した応募者により通知するとともに、町のホームページで公表します。

なお、審査の結果、優先交渉権者なしとする場合もあります。

（８）　基本協定の締結

優先交渉権者選定後は、優先交渉権者と町で基本協定を締結し、本契約に向けて協議することとします。

①　事業計画の策定及び事業計画協議書の提出

優先交渉権者は、優先交渉権者決定の翌日から１箇月以内に、事業計画の基本

的事項（活用事業の基本方針、事業運営計画、事業実施スケジュール、施設計画等)、協議項目、課題等を整理した事業計画協議書（任意様式）を提出してください。

事業計画の策定に当たっては、町との協議に誠意を持って、かつ迅速に対応してください。

② 基本協定の締結

事業計画に基づき、町と優先交渉権者で基本協定の締結を行い、その後、町有財産貸付契約を締結するものとします。

③ 費用負担

事業計画協議に必要な書類の作成等に要する費用は、優先交渉権者の負担とします。

（９） 住民説明会の実施

優先交渉権者は、基本協定締結後、町有財産貸付契約を締結するまでの間に住民説明会を実施することとします。

（１０） 町有財産貸付契約

基本協定に基づき協議を進めた結果、小鹿野町・優先交渉権者双方合意に達した場合、町議会の議決（貸付提案価格が貸付基準価格を下回った場合）及び文部科学省の承認を経て、町有財産貸付契約を締結します。

協議の結果双方合意に至らなかった場合、それまでの検討に要した費用等について、町では一切補償しません。

7 失格事項

次のいずれかに該当する場合、応募事業者は、審査を受ける資格、優先交渉権者となる資格を喪失するものとします。

① 応募資格を満たさなくなった場合
② 提出書類に不備又は虚偽の記載があった場合
③ 公正な審査に影響を与える行為があった場合
④ 他の応募者の提案を妨害するなど、手続きの遂行に支障をきたす行為があった場合
⑤ 企画、資金調達、設計、工事並びに経営及び管理運営等の業務を遂行するにあたって支障がある場合
⑥ その他町との信頼関係を損なった場合

8 その他の事項

① 当町が提示する書類及び資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

② 本事業への参加費用、その他費用はすべて応募者の負担とします。
③ 企画提案書等の提出後、これに係る一切の修正等は認めません。ただし、明らかな誤りであって、その修正を当町が認めた場合、または、本事業の公正な実施に支障の恐れがある場合等で当町からの指示があったものについては、この限りではありません。
④ 提出書類等は、返却しません。
⑤ 提出書類等に記載された個人情報は、本選考に関する事務においてのみ使用し、それ以外には使用しません。
⑥ 提出書類等は、原則として公開しません。ただし、選定に係る情報公開請求があった場合には、小鹿野町情報公開条例（平成１７年１０月１日条例第９号）の規定に基づき、応募者に明らかに不利益を与えると認められる等の情報を除き、応募者の承諾を得ずに提出書類等を公開することができるものとします。
⑦ 選定結果及びその審議の内容に関し、応募者からの照会及び評価の経緯及び結果についての異議申し立てには一切応じません。
⑧ 優先交渉権者に選定されたことにより、各種認可等の審査の免除されるものではありません。関係法令、条例等の適用については、事業者自らの責任で関係機関に確認のうえ、適切に対応してください。
⑨ 本要項に定めがない事項については、当事者間での協議の上、決定します。

９ 担当窓口

小鹿野町まちづくり推進課　空き公共施設担当
〒３６８－０１９２
埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野８９番地
電話　０４９４－７５－４１９６（直通）
FAX　０４９４－７５－２８１９
Mail　toshikei@town.ogano.lg.jp

（掲載する関係条例・規則等）

●埼玉県●
・埼玉県屋外広告物条例
●小鹿野町●
・小鹿野町行政財産の使用料に関する条例
・小鹿野町情報公開条例
・小鹿野町普通財産貸付事務取扱規程
・小鹿野町財産規則
※事業提案の内容により該当となる法令・条例・規則等が生じる可能性がありますのでご留意ください。